

入院時食事療養・入院時生活療養について

当院では、入院時食事療養費（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供をしております。

区分		食費（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並所得者 一般		510円	※ 療養病棟に入院する 65歳以上の方 370円 (<u>指定難病患者 0円</u>)
	指定難病患者	300円	
低所得者 II		240円	※ 療養病棟に入院する 65歳以上の方 370円 (<u>指定難病患者 0円</u>)
	医療の必要性が高い（医療区分2・3の状態）かつ、90日を超える入院の場合	190円	
低所得者 I	医療の必要性の高い方（医療区分2・3の状態）	110円	※ 療養病棟に入院する 65歳以上の方 370円 (<u>指定難病患者 0円</u>)
	医療の必要性の低い方（医療区分1の状態）	140円	
低所得者 I (65歳未満)	世帯全員が住民税非課税であるか、老齢福祉年金受給者	110円	

